

品川区立学校の児童または生徒に係る出席停止の命令手続に関する要綱

制定 平成19年3月6日 教育長決定
要綱第4号

改正 平成27年3月31日 要綱第14号

改正 平成28年3月31日 要綱第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第3項および品川区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年品川区教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第27条の2第3項の規定に基づき、児童または生徒に係る出席停止の命令の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童または生徒」とは、品川区立学校に在籍する者をいう。

(校長の具申)

第3条 校長は、児童または生徒が規則第27条の2第1項各号に規定する行為を繰り返す等性行不良であって他の児童または生徒の教育に妨げがあると認める場合で、当該児童または生徒もしくは当該児童または生徒の保護者（以下「保護者」という）に対して学校が行う指導において、学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、当該児童または生徒の出席停止（「出席停止」という。）について品川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に出席停止に関する意見具申（第1号様式）を提出するものとする。

(意見の聴取)

第4条 教育委員会は、出席停止を命じようとする場合には、あらかじめ出席停止を命ずる保護者について、意見の聴取のための手続を執らなければならない。

(意見の聴取の通知)

第5条 教育委員会は、保護者から意見の聴取を行うに当たっては、意見聴取に係る通知書（第2号様式）により保護者に通知する。

(意見の聴取の方式)

第6条 保護者に対する意見の聴取は、教育委員会の指導のもと校長が行うものとする。この場合において、教育委員会は必要な事務局職員を立ち合わせることができる。

2 校長は、保護者の意見を聴取する際は、出席停止に係る児童または生徒を同席させ意見の聴取を行うものとする。ただし、保護者と当該児童または生徒を同席させることができないとき、または同席させることが適当でないとき、これを個別に行うことができる。

3 校長は、前2項に定める者のほか、必要に応じて関係者を参加させ、意見を聴くとともに出席停止の原因となる行為について説明を求めることができる。

4 意見の聴取の期日に正当な理由から出頭できない保護者は、出頭に代えて、教育委員会または校長に対して書面で意見を述べることができる。

5 校長は、保護者に対する意見の聴取を行ったとき、または保護者から書面で意見の申出があったときは、意見の聴取に係る報告書（第3号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（出席停止の決定）

第7条 教育委員会は、出席停止の決定をするときは、前条の意見の聴取内容等を十分に参酌し、これを行う。

2 出席停止の期間は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とする。

3 教育委員会は、出席停止の決定をしたときは、出席停止を命ずる保護者に対し、出席停止決定通知書（第4号様式）を交付する。

（出席停止の解除）

第8条 教育委員会は、出席停止の期間にある当該児童または生徒が自らの行った行為に対して十分に反省の念を示し、再発の可能性が低いと判断できる場合は、他の児童または生徒に及ぼす影響を考慮したうえで、出席停止の決定に係る手続に準じて当該出席停止を短縮または解除することができる。

2 出席停止期間中においても改心がみられず、登校後も問題を起こし、他の児童または生徒の教育が妨げられると判断されるときは、教育委員会は校長および関係機関と協議し、出席停止期間を延長することができる。

3 出席停止の解除または延長についての保護者への通知は、解除する場合は出席停止解除通知書（第5号様式）、延長する場合は出席停止延長通知書（第6号様式）によるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。